

令和 8 年度より

「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります

● **子ども・子育て支援金（以下、「支援金」という）制度とは**

全世代や企業等の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

● **支援金の使い道**

児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、子ども誰でも通園制度 など

● **徴収開始時期** 令和 8 年 4 月

● **徴収方法** 毎月の保険料とあわせて支援金を口座から引落しします。



● **支援金の額（月額）**

- 第 I 種組合員 600 円
- 第 II 種組合員 600 円
- 第 I・Ⅲ種組合員家族 600 円
- 第 II 種組合員家族 600 円

子どもがいる世帯の拠出が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者からは徴収しません。

令和 8 年 3 月 1 日開催の第 141 回通常組合会にて、下記のとおり規約の一部改正を行い、被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である組合員または組合員の世帯に属する被保険者を対象として、上記の支援金額を賦課することが決定しました。なお、支援金は令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に引上げられる予定で、当組合の賦課額は令和 9 年度、10 年度に改定予定です。

○組合規約 附則 岐阜県医師国民健康保険組合保険料算定区分表 第 5 号

子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員または組合員の世帯に属する被保険者のうち 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後である組合員または組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額 600 円

● **保険料との区分**

支援金は、上記の児童手当など法律で定めた給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組みです。



● **今後のお知らせ**

4 月に第 I・Ⅲ種組合員の皆さまに、保険料の納入告知書を送付いたします。4 月分の保険料に、上記の子ども・子育て支援納付金が追加されておりますので、ご確認ください。